

直線軸位置決め精度の申告値について

輸出注意事項21第49号・平成21・11・13貿局第3号
平成21年11月20日 経済産業省貿易経済協力局
最終改正 輸出注意事項25第7号・20130318貿局第2号
平成25年3月29日 経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令の運用について」(62貿局第322号・輸出注意事項62第11号。以下「運用通達」という。)
1-1(7)「輸出令別表第1中解釈を要する語」の欄に掲げる語中「位置決め精度」の申告値に関する取扱いについては、平成21年11月20日から以下のとおりとしますのでお知らせします。

(注) この通達の主な関係法令は、次のとおり。

輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。)

輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成3年津商産業省令第49号。以下「貨物等省令」という。)

輸出貿易管理令の運用について(62貿局第322号・輸出注意事項62第11号。以下「運用通達」という。)

1. 要件

運用通達1-1-(7)「輸出令別表第1中解釈を要する語」の欄のうち、2の項及び6の項の解釈欄に規定されている方法に基づき算定した代表値を「位置決め精度の申告値」(以下「申告値」という。)として安全保障貿易審査課に提出し、工作機械個々の位置決め精度の検査に代えて、用いることのできる者は、輸出管理内部規程の届出等について(平成17・02・23貿局第6号・輸出注意事項17第9号)別紙1に定める外為法等遵守事項をすべて含む内部規程(複数の規程によって構成されるもの、輸出管理以外の事項をも包含するもの、規程の一部について他者の輸出管理内部規程を引用し、又は準用して読み替えるものを含む。)を整備し、その輸出管理内部規程に基づき外為法等遵守事項を確実に実施している者であって、外為法を始めとする輸出関連法規の最新情報を入手し、輸出等の業務に従事する役職員に対し周知している者とする。

2. “型式”の解釈

- (1) 申告値を用いる型式の工作機械は、各直線軸の位置決め精度に関係する設計仕様が同じで、且つ同じ方法で製造されるものでなければならない。
- (2) 直線軸の位置決め精度を向上させる機能(フィードバック装置、バックラッシュ補正又はピッチ誤差補正など。以下、「補正機能」という。)については、同一型式の工作機械として輸出する時点で付加する可能性のある補正機能はすべて付加した状態で測定した結果に基づいて申告値を提出しなければならない。

ただし、当該補正機能の全部又は一部を付加しない状態で貨物等省令第1条第十四号イ(一)、ロ(一)若しくはハ(一)又は第5条第二号イ(一)、ロ(一)、ロ(三)若しくはハ(一)のいずれかに規定する位置決め精度の値(以下「規制レベルの値」

という。)に達する場合は、当該補正機能の全部又は一部を付加しない状態での位置決め精度の値を申告値として提出することができる。

- (3) 申告値を測定する際に付加した補正機能以外の補正機能が追加された状態で輸出される工作機械は、当該申告値の型式と同一の型式とは見なせず、当該申告値を用いて該非判定をすることはできないため、5. に定める手続により、新たな申告値を提出しなければならない。ただし、8. で定める手続により補正機能が追加された旨を安全保障貿易審査課に届け出た場合については、申告値の提出を省略することができる。

なお、追加された補正機能を付加しない状態で規制レベルの値に達する場合は、5. 又は8. に定める手続により、申告値の提出を省略することができるが、当該補正機能を付加した状態での値を申告値として提出することもできる。

- (4) (2)又は(3)に該当する場合であって、規制レベルの値が変更となった場合、提出された申告値の全部又は一部が無効となることがある。

3. サンプル5台の選び方

- (1) 同じ型式の工作機械を最新の生産号機の中から無作為に5台を選ぶ。
(2) サンプル5台の選定について作為性等があると判断される場合には、他の生産号機の工作機械についても実測値の提出を求める場合がある。

4. ISO 230/2 (1988)の申告値とISO 230/2 (2006)の申告値

両規格の申告値は同一サンプルを測定することによって決定し、同時に安全保障貿易審査課に提出するものとする。

なお、ISO 230/2 (1988)の申告値が輸出令別表第1の2の項に該当する場合には、ISO 230/2 (2006)の申告値の提出は不要とする。

5. 申告値の提出に必要な書類

- (1) 申告値の提出者
申告値の提出者(以下、「申告者」という。)は、法人の代表者(代表権を委任された者を含む。)とする。
- (2) 提出書類
- (イ) 型式ごとに作成した「数値制御工作機械『位置決め精度』申告書」(以下「申告書」という。)(別紙1)・・・2通
- (ロ) 輸出管理内部規程の届出等について(平成17・02・23貿局第6号輸出注意事項17第9号)に定める輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票(申請前13月の間に発行されたものに限る。以下「チェックリスト受理票」という。)の写し・・・1通
- (ハ) 申告値の根拠となるISO 230/2 (1988)及びISO 230/2 (2006)による位置決め精度Aの測定値(位置決め精度の数値は、ISO 230/2 (2006)に定義される測定の不確かさを考慮に入れない。)(5台全部の全軸数の計算表及び図

表)の写し・・・1式

ただし、ISO230/2(1988)の申告値が輸出令別表第1の2の項に該当する場合には、ISO230/2(2006)の精度Aの測定値(5台全部の全軸数の計算表及び図表)の提出は不要とする。

なお、当分の間、ISO230/2(2006)による位置決め精度Aの測定値に代えて、ISO230/2(1997)による位置決め精度Aの測定値も認めることとする。

(ニ) 申告者が代表者でない場合、代表権を委任された者であることを証する授權証明書・・・1通

(ホ) 補足説明書・・・1通

①提出された測定値が同一型式の工作機械として輸出される時点で付加する可能性のある補正機能を全て付加した状態で、全ての補正機能を適切に使用して測定したものである旨の説明。ただし、当該補正機能の全部又は一部を付加しない状態で規制レベルの値に達する場合は、その旨の説明。

②同一型式の工作機械を最新の生産号機の中から無作為に5台を選定したものである旨の説明。

③複数の型式番号を一つの型式として申告する場合、設計仕様が同一で、かつ、同一の方法で製造している旨の説明。

④各直線軸の移動長さが異なる場合に測定対象として選定した工作機械が、位置決め精度が最も高くなるものである旨の説明。ただし、同一型式の工作機械の中で、各直線軸の移動長さにかかわらず、位置決め精度が規制レベルの値に達する場合は、その旨の説明。

(ト) (イ) から (ホ) までに掲げるもののほか、安全保障貿易審査課が必要な書類と認め、提出を求めるもの。

6. 申告値受理票

- (1) 安全保障貿易審査課に申告書が受理された場合、申告書2通に受理印が押印される。このとき、申告者には、受理印が押印された申告書1通が申告値受理票として安全保障貿易審査課から交付される。
- (2) 新たに申告値を決定し安全保障貿易審査課に申告書が受理された場合又は申告値の利用を取りやめる場合には、申告値受理票を安全保障貿易審査課に返還しなければならない。
- (3) 申告者が1.の要件を満たさなくなった場合又はその他安全保障貿易審査課が必要と認める場合に、申告値受理票を返還させることがある。

7. 申告値の有効期間

- (1) 国際規格ISO230/2(1988)による測定値から求めた位置決め精度の申告値が、貨物等省令第1条第十四号イ(一)、ロ(一)又はハ(一)に規定する位置決め精度の値に達する場合は、当該申告値の有効期間を設けないこととする。ただし、規制レベルの値が変

更となった場合はこの限りでない。

- (2) 国際規格 I S O 2 3 0 / 2 (2 0 0 6) による測定値から求めた位置決め精度の申告値が、貨物等省令第 5 条第二号イ (一) 、ロ (一) 若しくは (三) 又はハ (一) に規定する位置決め精度の値に達する場合は、当該申告値の有効期間を設けないこととする。ただし、規制レベルの値が変更となった場合はこの限りでない。
- (3) (1) 及び(2)に該当しない申告値の有効期間は、申告書が受理された日から 5 年間とする。ただし、運用通達 1 - 1 (7) 「輸出令別表第 1 中解釈を要する語」の欄に掲げる語中「位置決め精度」の解釈注 2 の 4. に該当 する場合は申告書が受理された日から 18 ヶ月とする。
- (4) 申告値受理票を交付された当該機が申告値受理後に生産中止となった場合、同一型式の工作機械として付加する可能性のある補正機能を全て付加した状態で申告値が提出されており、かつ、当該機の生産者が受理日より起算して 5 年以内に当該機を生産を終了したことを証明されている場合には、5 年の有効期間を過ぎた後も、提出された申告値を引き続き有効とみなす。
- (5) 効力を失った申告値受理票は速やかに安全保障貿易審査課に返還しなければならない。
- (6) I S O 2 3 0 / 2 (1 9 9 7) による測定値から求めた位置決め精度の申告値については、その有効期間中は有効とする。

8. 申告値の訂正・変更手続

- (1) 7. (1) 又は(2)に該当する申告値を用いる型式の工作機械について、当該申告値を測定する際に付加した補正機能以外の補正機能が追加された状態で当該機が輸出されるとき、当該申告値の訂正・変更手続を省略することができる。
- (2) 7. (3)に該当する申告値を用いる型式の工作機械について、当該申告値を測定する際に付加した補正機能以外の補正機能が追加された状態で当該機が輸出されるとき又はそれ以外の場合で申告値受理票の訂正・変更の必要が生じたとき、当該申告値をなお有効なものとして扱う場合は、別紙 3 の直線軸位置決め精度の申告値受理票内容等訂正 (変更) 願 2 通、原申告値受理票の原本及びその写しを安全保障貿易審査課に提出すること。安全保障貿易審査課は提出された内容を確認の上、受理印が押印された訂正 (変更) 願を原申告値受理票原本に付し、申請者に返却する。

9. 申告値の再提出

(1) 再提出の時期

申告値の再提出を行おうとする者は、再提出をしようとする申告値の有効期間の 3 ヶ月前の日から再提出を行うことができる。再提出時には、最新の生産号機の中から無作為に 5 台を選んで新たに申告値を決定し、安全保障貿易審査課に申告書を提出することとする。なお、前回の申告値の受理以降、生産台数が 5 台に満たない場合は、前回の申告値の決定に用いたサンプルのうちから製造番号が新しいものを再提出時の 5 台に入れて再提出することができる。

ただし、前回の申告値が受理された日以降の生産号機の中から無作為に 5 台を選んで新たに申告値を決定する場合、申告値の有効期間の 3 ヶ月以上前であっても再提出を行うことができる。なお、この場合、再提出された申告値が受理された日から新しい申告値が有効となる。

(2) 再提出等のための手続

申告値の再提出等を行う場合は、次の（イ）～（ハ）の書類を提出しなければならない。

- （イ） 型式ごとに作成した「数値制御工作機械『位置決め精度』申告書」（以下「申告書」という。）（別紙1）・・・2通
- （ロ） チェックリスト受理票の写し・・・1通

10. 記録の保存

申告者は、安全保障貿易審査課に申告書を提出した際の資料及び当該資料の作成に当たって出力したデータを、輸出管理内部規程に基づき、提出時から少なくとも5年間保存すること（ただし、輸出令別表第1の2の項に該当する場合には、少なくとも7年間保存すること）。

11. 一覧表の提出

安全保障貿易審査課に申告書を提出するとき又は取り止めを届け出るとき、申告値を用いる全ての型式の一覧表を別紙2の例に従って作成／更新し、別紙1に併せて提出するものとする。

12. その他

- (1) 平成18年3月31日付け「直線軸位置決め精度の申告値について（お知らせ）」（以下、「お知らせ」という。）は、廃止する。
- (2) 廃止前のお知らせに基づき、平成21年11月19日以前に安全保障貿易審査課に受理された申告書を有する者のうち、1.の要件を満たしている者は、平成22年11月30日までの間、申告値を用いることができ、1.の要件を満たしていない者は、平成22年5月31日までの間、申告値を用いることができる。
- (3) 平成21年11月20日より以前に既に生産が中止された工作機械に関する申告値については、当該機の生産者が以下に掲げる書類を提出し、安全保障貿易審査課にて受理された場合に限り、提出された申告値を引き続き有効とみなす。
 - （イ） 生産が中止されたことを証明する書類
 - （ロ） 「直線軸位置決め精度の申告値」別紙1（2通）
（従前の申告値受理票のデータを記載すること）
 - （ハ） チェックリスト受理票
 - （ニ） 従前の申告値受理票
- (4) 申告者は本通達施行後に効力を失った申告値受理票を速やかに安全保障貿易審査課に返還しなければならない。

（別紙1）

（別紙2）

（別紙3）

「直線軸位置決め精度」申告値一覧表（別紙2）の記載要領

(1) 国際規格 I S O 2 3 0 / 2 (1 9 8 8) 又は国際規格 I S O 2 3 0 / 2 (2 0 0 6) のいずれかによる測定値から求めた位置決め精度の申告値が、補正機能の全部又は一部を付加しない状態で規制レベルの値に達する場合は、当該補正機能の記入を省略することができる。